

事故報告について

介護保険事業者は、介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとなっております。

事故報告については、速やかに市町村（「被保険者の属する市町村」及び「事業所・施設が所在する市町村」）に報告してください。

また、同時に、京都府（管轄の保健所）にも報告をお願いします。

※ 事故報告の様式につきましては、各市町村の指示に従って下さい。

京都府への報告は、各市町村様式で提出されたもののコピーでかまいません。

なお、市町村で様式が定められていない場合には、厚生労働省から示されている参考様式を御活用ください。

事故については、発生したときの対応はもちろんですが、ヒヤリハットの蓄積や分析などを行い、事故防止の対策についても各事業所で取組んでいただきますようよろしくお願い致します。